

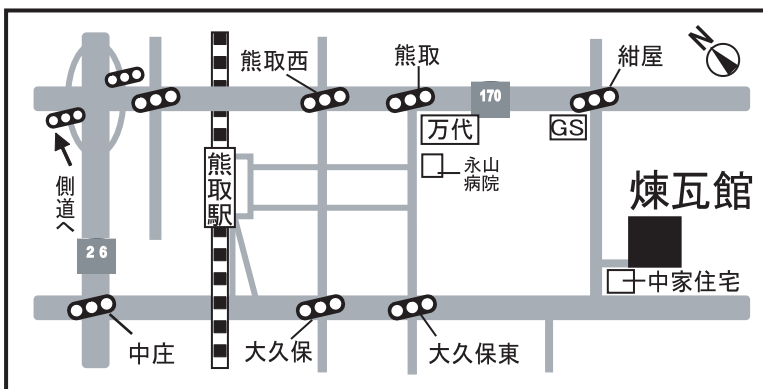
免税事業者にも課税事業者にも影響が・・・

インボイス制度対策セミナー



皆さんは令和5年(2023年)10月に導入される『インボイス制度』をご存じでしょうか？これは税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入れ税額控除の要件となるという制度です。この制度が導入されることにより、課税事業者では、日々の記帳が今よりも煩雑になったり、確定申告時における消費税の納税額が増えたりする可能性があります。また、免税事業者においても取引先から課税事業者となり「適格請求書発行事業者」になることを求められたり、取引を断られる可能性があります。インボイス制度の基本やどのような影響があるかをわかりやすく説明いたしますので、ぜひご参加ください。

日 程：令和2年10月 9日(木)
午後1時～午後2時
場 所：熊取交流センター 煉瓦館
講義室C
講 師：税理士 廣瀬 正和
定 員：20名(※定員になり次第締め切ります)



申込方法：下記の申込書に必要事項をご記入の上、持参又はFAXにて9月30日までにお申し込みください。

※ご参加いただく際には新型コロナウイルス感染症拡大防止のためマスクの着用をお願いします。



インボイス制度対策セミナー参加申込書

ふりがな 氏 名		事業所名	
住 所	(〒 -)		
連絡先			

お申込み・お問合せ

熊取町商工会

泉南郡熊取町野田2-9-20
TEL072-453-8181
FAX072-453-8183
月～金 午前9時～午後5時